

項目	現 行	改 定 後	変更内容・補足説明等
第 1 章 総則 第 1 節 サービスの内容・取扱い等 第 2 条【本サービスの機能】 資金管理サービス	依頼明細の種類 ① 総合振込 ② 給与（賞与）振込 ③ 住民税（地方税）納付 ④ 預金口座振替請求および預金口座振替結果明細 ⑤ 外国送金 ⑥ その他当社が取扱いを認めた依頼	依頼明細の種類 ① 総合振込 ② 給与（賞与）振込 ③ 住民税（地方税）納付 ④ 預金口座振替請求および預金口座振替結果明細 ⑤ その他当社が取扱いを認めた依頼	外国送金に関する記載を削除 項番を修正
第 1 章 総則 第 1 節 サービスの内容・取扱い等 第 4 条【本サービスの解約】 1. 当事者の都合による解約	本サービスは、契約者または当社（契約者と当社を合わせて以下「当事者」といいます）の一方の都合でいつでも解約できます。ただし当社に対する解約の通知は当社所定の書面（以下「解約届」といいます）によることとします。	本サービスは、契約者または当社（契約者と当社を合わせて以下「当事者」といいます）の一方の都合でいつでも解約できます。ただし当社に対する解約の通知は当社所定の書面（以下「解約届」といいます）によることとします。 また、契約者は処理が完了していない取引の依頼データの取消または必要な明細・結果データの取得を行ったうえで本サービスを解約するものとし、当社はその時までに処理が完了していない取引の依頼データの処理または未取得の明細・結果データの提供をする義務を負いません。	解約時の取扱いを明確化 未取得データの取扱いに関する規定を追加
第 2 章 資金管理サービス 第 1 節 共通事項 第 26 条【伝送意思確認】	(1) 当社が契約者から受け付けた依頼明細の伝送意思を確認するため、契約者は、データ伝送とは別に、当社の指定する場所へ依頼明細の合計件数・金額等をすみやかに通知するものとします。 (2) 本条第 1 項に基づく意思確認の完了後は、契約者は伝送した依頼明細の内容変更または取消（一部取消を含む）ができません。	(1) 当社が契約者から受け付けた依頼明細の伝送意思を確認するため、契約者は、データ伝送とは別に、当社の指定する場所へ依頼明細の合計件数・金額等をすみやかに通知するものとします。 (2) 契約者は伝送意思確認の不要化を選択することができます。不要とする場合は、別途当社が指定する書式の提出が必要となります。 (3) 本条第 1 項に基づく意思確認の完了後は、契約者は伝送した依頼明細の内容変更または取消（一部取消を含む）ができません。	伝送意思確認の不要化に関する規定を追加 項番を修正
第 2 章 資金管理サービス 第 1 節 共通事項 第 30 条【受託業務の処理中止】	第 30 条【受託業務の処理中止】 第 4 条または第 5 条の定めにより本サービスの取扱いを一時中止または解約した場合、その時点で当社が受付済みの依頼明細については、当社はこれを処理しません。	削除	受託業務の処理中止に関する条項を削除
第 2 章 資金管理サービス 第 2 節以降	第 31 条【受託業務の内容、適用する規定】以降	第 30 条【受託業務の内容、適用する規定】以降	第 30 条削除に伴い条番号を修正
第 2 章 資金管理サービス 第 7 節 一括支払システムに関する事項	第 60 条【受託業務の内容、適用する規定】 第 61 条【取扱方法】	削除	一括支払システムに関する規定を削除
第 2 章 資金管理サービス 第 8 節 海外送金サービスに関する事項	第 62 条【受託業務の内容、適用する規定】 第 63 条【取扱方法】 第 64 条【送金資金・手数料の決済方法】 第 65 条【一任事項】 第 66 条【送金の照会、組戻または訂正等】 第 67 条【送金の中止】 第 68 条【免責事項】 第 69 条【規定の準用】	削除	海外送金サービスに関する規定を削除
第 2 章 資金管理サービス E B 輸入信用状発行依頼に関する事項	第 9 節 E B 輸入信用状発行依頼に関する事項 第 70 条【基本事項】～第 80 条【規定の準用】	第 7 節 E B 輸入信用状発行依頼に関する事項 第 59 条【基本事項】～第 69 条【規定の準用】	節番号および条番号を修正
第 2 章 資金管理サービス 振込口座照会サービスに関する事項	第 10 節 振込口座照会サービスに関する事項 第 81 条【受託業務の内容、適用する規定】～第 83 条【照会結果の保有期間】	第 8 節 振込口座照会サービスに関する事項 第 70 条【受託業務の内容、適用する規定】～第 72 条【照会結果の保有期間】	節番号および条番号を修正
第 2 章 資金管理サービス 振込コメントサービスに関する事項	第 11 節 振込コメントサービスに関する事項 第 84 条【受託業務の内容、適用する規定】～第 85 条【取扱方法】	第 9 節 振込コメントサービスに関する事項 第 73 条【受託業務の内容、適用する規定】～第 74 条【取扱方法】	節番号および条番号を修正
第 3 章 会計情報サービス 第 1 節 共通事項	第 86 条【サービス利用方法】 第 87 条【提供内容の変更・取消等】 第 88 条【口座情報の保有期間】	第 75 条【サービス利用方法】 第 76 条【提供内容の変更・取消等】 第 77 条【口座情報の保有期間】	条番号を修正
附則（2023 年 1 月 16 日）	第 1 条【経過措置】 第 2 条【附則の削除】 2023 年 12 月 31 日までの経過措置に関する附則	削除	経過措置終了に伴い附則を削除